

平成23年12月28日

東北森林管理局

## 調査等業務に係る入札に参加を希望される方へ

東北森林管理局では、森林土木工事に係る調査・測量・設計業務において、業務や工事の品質確保への支障などが懸念され、適切な業務の履行が確保されないおそれがあることから、低入札者等と契約する場合に以下の取扱いをすることとしましたので、お知らせします。

なお、平成24年1月以降準備の整った入札公告から適用することとします。

1 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第85条の基準に基づく調基準価格に満たない者と契約する場合に以下の事項を実施します。

(1) 低入札価格調査の調査月日等を東北森林管理局のホームページで公表します。

(2) 契約相手方に以下を義務づけします。

① 自社での照査後に第三者による照査を契約相手方の負担により実施すること。

また、契約相手方に、照査結果の報告時は上記の第三者照査者を同席させること。

② 現地調査業務等の屋外業務では管理技術者を現場に常駐させるこ

と。

また、管理技術者は事業所に記録簿（業務日誌等）を備え付け作業内容を記録、押印すること。

- ③ 配置予定管理技術者とは別に、管理技術者と同等以上の同種業務の実績及び保有資格を有する技術者を1名増員配置すること。

また、増員配置する技術者は、測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

- ④ 業務実施上必要となる全ての打ち合わせに管理技術者と増員配置した技術者を出席させること。

- ⑤ 発注者に損害を与えた場合は受注者の責任において損害補填する旨を明記した、代表者の自筆署名、押印した「品質証明書」を提出すること。

## 2 品質確保基準価格の設定

- (1) 予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務で、品質確保の観点から森林管理署長が定めた「品質確保基準価格」を下回った場合は、上記1の(2)と同一の義務付けを行います。

なお、詳細等については、該当する案件の入札公告、入札説明書で確認をお願いします。

お問い合わせ先

東北森林管理局 経理課 電話：018-836-2185